

ID: 109

担当部署: 子ども若者部 児童青少年課

処分の概要	育成料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市立児童館条例 第7条第2項ただし書		
例 規 番 号	平成13年条例第114号		
【根拠条文】 (育成料等の減額等) 第7条 市長は、特別の理由があると認めたときは、育成料等を減額し、又は免除することができる。 2 既に納入された育成料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日